# 戸籍(除籍)証明書等交付請求書【郵便請求用】

<u>上市</u>	前町長 宛て				令和	年	月	<u>日</u>	
請求	住所						(住民登録地	[)	
請求者または代	氏 名	フリガナ			(	旧姓	`	)	
	生年月日	大・昭・平・令	大・昭・平・令 年 月 日 昼間連絡の取れる電話番号   (書類不備等で連絡が取れない時は返却します)						
代理	請求者(代理人)からみた必要な方との関係に○をつけてく ださい		本人・夫・妻・子・孫・ひ孫・父母・祖父母・曽祖父母・()						
人			その他 <mark>※代理人の方は、原則委任状が必要です。</mark>						
		※必ず番地まで記入してください。							
必要な証明書について	本 <u></u>	上市町	┃						
	筆 頭 者 氏 名	※筆頭者とに 一般的にオ	※筆頭者とは、戸籍の一番目に記載されている方で、亡くなられても変わりません。 一般的に未婚の方は父(母)が筆頭となり、既婚の方は夫(妻)が筆頭となります。 せん。						
	必要な方の氏名 (誰のものが必要ですか		※戸籍抄本・身分証明書・独身証明書の場合は記入してください。						
		全部事項(謄本)	個人事項 (抄本)	手数料 (定額小為替)	相続の手続き等で らない場合はこち			か	
	戸 <b>籍</b> (平成 15年7月5日〜現在	通	通	1通450円	■(氏名 (出生 ) 婚姻 > 転 (婚姻 ) 死亡 > 転		<b>百銋</b>	組	
	除籍	通	通	1通750円	■(氏名	の) 死亡記載の		通	
	<b>改製原戸籍</b> (平成・昭和)	通	通	1通750円	■その他 例:上市花子の上市 ※出生から死亡までの戸 定額小為替で 4,000 円程	籍は4~6通	程度になります		
		7.2	7.3		■記載が必要な住所が	あれば記入し	てください。	`	
	戸籍の附票		通   通   通   通   □省略 □本籍・筆頭者入						
		· ·	□在外選挙登録地入		※内容により、2通以」	こになることが	あります。		
	身分証明書		通		ツナーロはなっと かきかけをたけ ルカニー と				
	独身証明書		通		※本人以外からの請求は委任状が		产 必 安 じ り 。		
	その他		通		※廃棄済証明書(300)	円)、受理証明	明書(350円)な	ど	
使	更用 目 的	. , , , ,	□戸籍の届出 ( 届) □パスポート □公的年金【種類 年金】 □相続・登記 □その他 ( )						
2週間	『以内に戸籍の届出をされた力		届を	月 日际	こ役所・	・役場へ提	— <del>—</del> —		

## ≪必要書類≫

- ①【戸籍(除籍)証明書等交付請求書】※代理人が請求する場合は委任状を添付してください。
- ②【請求者の現住所が記載された本人確認書類のコピー】有効期限内の運転免許証、マイナンバーカード(※通知カード不可)、健康保険証など。
- ③【交付手数料】郵便局で必要な通数分の「<mark>定額小為替</mark>」を購入し、無記名で同封してください。切手でのお支払いはできません。 ※事前の電話等で戸籍が何通あるかについてはお答えできません。小為替を多めに同封されるか、請求書の到着後、 正確な手数料をお知らせしますので、再度小為替を送付してください。小為替の到着後、証明書を発送します。
- ④【返信用封筒】請求者の現住所(返送先)、氏名を記入のうえ、<mark>返信用切手(110 円)</mark>を貼ってください。送料が不足する場合は、 受取人払いとさせていただきます。封筒は定型 110 円、A4 サイズ定形外 140 円~、いずれでもかまいません。 ※必要書類の返送先は、請求者の現住所(住民登録地)に限ります。
- ⑤【関係確認資料】請求者の方が必要な戸籍に記載されていない場合は、<mark>関係の確認できる戸籍(コピー)</mark>を同封してください。

# 郵便での戸籍 (除籍) 証明書等の交付請求方法について

本籍が遠方にある場合は、下記①~⑥のとおり郵便で請求することができます。

# 富山県内にお住まいの方へ

ご自身(または同じ戸籍内の方)の戸籍謄(抄)本、附票、身分証明書\*は、広域サービスにより 富山県内のどちらの市町村窓口でも交付が可能です。(行政センターも可。)受付は午前9:00から 午後4:30までです。※広域サービスでの身分証明書の交付は、ご本人からの請求に限ります。

- ① 戸籍 (除籍) 証明書等交付請求書【郵便請求用】
- ② 本人確認書類のコピー
  - ※請求者の<u>現住所</u>が確認できる<u>有効期限内</u>の運転免許証、マイナンバーカード(通知カード不可)、健康保険証などのコピー【1点】(裏面に住所記載がある場合は、裏面もコピーしてください。)
  - ※本人確認書類に現住所(=返送先)の記載がない場合は、住民票(一週間以内の発行のもの)や 公共料金の領収書などのコピーも添付してください。

## ③ 手数料 (定額小為替) ※上市町の場合

1通 450円
1通 750円
1通 750円
1通 300円
1通 300円
1通 350円

市区町村により 異なります。 請求先へご確認 ください。

- ※手数料は、郵便局で定額小為替を購入し、無記名で同封してください。
- ※現金書留によるお支払いも可能です。(切手での支払いは不可)
- ※過不足があった場合は再度郵便で対応させていただきます。

#### ④ 返信用封筒

※返送先は、請求者の現住所(住民登録地)に限ります。現住所・氏名をご記入ください。 ※返信用切手(110円)を貼ってください。送料が不足する場合は、受取人払いとさせていただきます。 ※お急ぎの場合は往復ともに速達で送付してください。

#### ⑤ 関係確認資料

- ※請求者が必要な戸籍に記載されていない場合は、<mark>関係の確認できる戸籍(コピー)</mark>を添付してください。ただし、請求者が現在または以前に上市町に本籍があり上市町の戸籍で関係が確認できる場合は不要です。
- ※外国語の資料の場合は、日本語の訳文も必ず添付してください。

#### ⑥ その他(疎明資料)

- ※代理人が請求する場合は、委任状が必要です。
- ※成年後見人が請求する場合は、登記事項証明書(発行から3ヶ月以内のもの)が必要です。
- ※第三者が請求する場合は、詳細な請求理由やその根拠となる資料が必要です。

以上を同封し、本籍地の市区町村担当課へ郵便で請求してください。

【上市町への請求の場合は、下記までお送りください】

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場 町民課 住基戸籍班 TEL 076-472-1111(代表)